

欧州共同体の使節権をめぐって

—Parerga und Paralipomena (3)—

川崎 晴朗

はじめに

2007年12月13日にEU加盟27ヵ国により署名されたりスボン条約は、翌2008年6月13日、その批准の是非を問うためアイルランドで実施された国民投票で、反対が賛成を上回る結果となった。

EUを通ずるヨーロッパの統合は、全加盟国が共有する目標である。しかし、加盟国の政府または国民が、国益の尊重という観点から統合の進捗に歯止めをかけようとしたことはこれ迄もあった。その最初の例は、拙見では1956年5月29日及び30日、ECSC加盟6ヵ国外相がEECを設立する条約案作成のためヴェニスで交渉を行なったとき、フランス外相が自国の海外領土を何等かの形でEECにリンクすることを他の5ヵ国に強く要求し、交渉中断の危機が発生したことである。この点については、筆者は『東京家政学院筑波女子大学紀要』第4集（2000年3月刊）に“Origins of the Concept of the ‘Eurafrican Community’”と題する論文を寄せたことがある。

EECの発足後もヨーロッパ諸国はさまざまな困難に遭遇し、多くの場合、これを乗り越えてきた。1965年後半、EEC委員会を襲った「機構上の危機」(crise institutionelle)及びこれを収束せしめた翌1966年初頭の「ルクセンブルグの妥協」は好例で、これについては筆者は本紀要で一再ならず言及したが、本稿Ⅱ.2.でも触れる。要は、2008年6月、アイルランド国民がリスボン条約の批准に反対したことは、ヨーロッパ統合のプロセスでこれまでも見られた挿話の一つにすぎない、ということである。

果然、2009年10月2日、アイルランドで再度実施された投票では国民の67.1%が賛成票を投じた。これに伴ない、同国政府はリスボン条約のEU改正条約第54条(1)の規定に従ってイタリア政府に批准文書を寄託した。こ

の時点でポーランド及びチェコ共和国の2カ国ではすでに議会がリスボン条約の批准を済ませていたが、両国の大統領はまだ批准書に署名していなかった。しかし、ポーランドのカチンスキー大統領が10月10日、またチェコ共和国のクラウス大統領が11月3日、それぞれ批准書に署名し、この結果、リスボン条約は2009年12月1日に効力を発生した(末尾の「付記1」参照)。

* * *

欧州共同体は、1952年以降すでに半世紀以上、使節権を行使してきた。本稿では、この期間における使節権行使の推移及び歴史的な特徴について述べる。

I 欧州共同体による使節権の行使

——半世紀の間の推移をたどる——

Countries outside the Community, aware of the increasing importance of the latter, are increasing the number of their contacts with the Commission, not only by means of Government missions but also on the diplomatic level by accrediting missions to the Community. Permanent contacts are maintained with the heads of these missions or with diplomatic representatives in an atmosphere of mutual confidence.

— Commission of the EEC, *Sixth General Report*
(1st May 1962-31 March 1963), point 262.

1. (1) 筆者は、本紀要第130号に掲載した拙稿の冒頭で、欧州委員会が2000年7月に作成したペーパーから次の一節を引用した(9頁)。

委員会の第三国におけるプレゼンスの当初の目的は、限られた数の先進国において委員会を代表すること、またヤウンデ協定及びロメ協定の枠内で進められている委員会の開発協力の実施状況を監督する(oversee)ことであった。(委員会のプレゼンスは)のちに他の地域(地中海地域、アジア及びラテン・アメリカ)に拡大された。最後には、1990年代、中・東欧……そして旧ソ連に代表部が開設された⁽¹⁾。

これは、委員会（当初はECSC最高機関、EEC委員会及びユーラトム各委員会、1967年7月以降は単一の欧州共同体委員会、1993年11月以降は欧州委員会）が第三国においていかに代表されて来たか、いい換えれば欧州共同体による能動的使節権の行使の歴史を一言で述べたものである。

欧州共同体が使節権を行使する目的は、基本的には主権国家がこの権利を行使する目的と同一の筈である。Nugentは、EUの対外関係には四つの側面があるという。(イ) 通商、(ロ) 外交、安全保障及び防衛、(ハ) 開発並びに(ニ) 域内政治の対外的次元 (external dimension of internal politics) がこれである⁽²⁾。

Jean-Victor Louisは、欧州共同体の許に派遣される代表部に関し、これら代表部は「伝統的な外交任務、すなわち代表、交渉及び連絡」(traditional functions of diplomacy : representation, negotiation and communication) を行なっている、と述べている⁽³⁾。欧州委員会が第三国及び他の国際機関に信任せしめている代表部も、その任務は基本的に同じであるといえよう。もっとも、Nugentは、EUの対外関係（したがって、欧州共同体が保持する使節権の行使の態様）は国のそれとは内容に多少の違いがあることをほのめかしているようである。

(2) 欧州委員会の上記ペーパーは、欧州共同体及び第三国の間で行なわれて来た外交代表の派遣ぶりの歴史をごく大掴みに述べているが、筆者は、1952年に欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) が発足してから現在まで、欧州共同体がいかに使節権を行使してきたかをもっと詳細に眺めるべきであると考え。それは、欧州共同体の対外政策の重点がいかにシフトして行ったかを知ることになる。また、それは、1950年代から現在までの国際情勢の推移を特定の角度からフォローすることでもあるとあってよいと思う。

(1) AASM (Associated African States and Madagascar) を対象とするヤウンデ協定及びACP (Africa-Caribbean-Pacific) 諸国を対象とするロメ協定については、本紀要第123号、拙稿、111—5頁、第129号、拙稿、308—310頁で触れたが、本稿でも言及する (II 2. (2) 参照)。

(2) *The Government and Politics of the European Union* (6th Ed.; Houndmills, Hampshire, and New York: Palgrave Macmillan, 2006), p.483.

(3) European Commission, *The Community Legal Order ("European Perspective")* (3rd. Ed.; Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1995), p.76.

もちろん、欧州共同体が派遣し、また接受する代表部がいかにしてそのステータスを向上させたか、各代表部の人員及び予算面でその規模がいか
に拡大したか等の問題も重要であるが、欧州委員会の第三国に対する代表
部及び第三国の欧州共同体に対する代表部が、年を追っていかに新設さ
れ、または閉鎖されて行ったかを明らかにする作業が当然優先されてしか
るべきであろう。

2. 以下の表は、このような考えに基づいて筆者が作成したものである。
欧州共同体が能動的・受動的使節権をいかに行使してきたかを、各年
にどの代表部が開設されたかを示すことによって理解できるよう努めた。
基礎資料としたのは本紀要第128—131号並びに『東京家政学院筑波女子大
学紀要』第7集及び第8集の拙稿でも使用した筆者自身の資料である。

これらの拙稿で述べたように、とくに能動的使節権については資料が十
分でなく、少なからざる委員会代表部（とくにACP諸国に駐節の代表部）
の開設年が明らかでない。第三国の国名に*印を付したのは、委員会の初
代表が必ずしもリストにいう年にその国に着任したわけではないことを
示している。今後は、さまざまな方法で、*印を付した第三国の代表部が、
正確にはいつ開設されたかを探ることに努力する。

また、受動的使節権についてであるが、欧州共同体といっても1952年か
ら1957年まではECSCしか存在せず、いつ第三国の代表部が設置されたか
を示すのは資料的には比較的容易である。しかし、1958年1月、EEC及び
ユーラトムが発足したとき以降欧州共同体に対し代表部を置いた国は、三
つの共同体の全部に、それも同時に代表を信任せしめたとは限らない。便
宜上、EECに対する代表部の開設順としたが、これはすべての代表部が少
なくともEECには信任されていたためである。

欧州共同体に加盟する等の理由で代表部を閉鎖した国が相当数あるが、
表ではこの点は示さない。ソ連、チェコスロヴァキアの如くのちに分裂
した国もあるが、一々説明を加えることはしない。また、国名が変更され
たケースがあるが、表では現国名を使用することとしたい。

それでは、以下に筆者が作成した表を掲げよう。

欧州共同体の使節権をめぐる

	能動的使節権	受動的使節権
1952年		イギリス 米国 スウェーデン
1953年		ノルウェー スイス デンマーク オーストリア
1954年		日本
1956年	イギリス	
1958年		ギリシャ
1959年		イスラエル アイルランド
1960年	米国	カナダ ニュー・ジーランド オーストラリア ブラジル モロッコ 南アフリカ共和国 スペイン
1961年		セネガル メキシコ ガボン コート・ジヴォワール トーゴ モーリタニア ソマリア コロンビア チャド ニジェール コンゴ民主共和国 マダガスカル ブルキナ・ファソ ベナン ペルー
1962年		中央アフリカ共和国 インド イラン カメルーン スリ・ランカ ポルトガル ドミニカ共和国 ヴェネズエラ

		<p>コンゴ共和国 チリ パキスタン レバノン チュニジア アルゼンティン ブルンディ コスタ・リカ タイ</p>
1963年		<p>ルワンダ ウルグアイ アイスランド ナイジェリア ハイティ マリ</p>
1964年	ラテン・アメリカ (のちヴェネズエラ)	<p>トルコ エクアドル 韓国 アルジェリア フィンランド フィリピン</p>
1965年		<p>エル・サルヴァドル トリニダッド・トバゴ グアテマラ</p>
1966年		<p>エジプト スーダン パラグアイ</p>
1967年		<p>シリア パナマ サウディ・アラビア ジャマイカ</p>
1968年		<p>マルタ タンザニア ケニア ウガンダ ガーナ リビア マレーシア 旧ユーゴ インドネシア</p>
1970年		<p>キプロス 東アフリカ共同体 ニカラグア ヴァチカン市国</p>

欧州共同体の使節権をめぐる

		エチオピア
1971年		イラク シエラ・レオーネ モーリシャス ヨルダン マラウイ フィジー
1972年		シンガポール 南ヴェトナム
1973年		ボツワナ ガイアナ ホンデュラス 北イエメン スワジランド ミャンマー ガンビア パングラディシュ バルバドス
1974年	日本	リベリア
1975年	カナダ	ネパール レソト ボリヴィア 中国
1976年		スリナム
1977年	<ul style="list-style-type: none"> *ベナン *ブルキナ・ファソ *ブルンディ *カメルーン *中央アフリカ共和国 *チャド *コンゴ民主共和国 *コンゴ共和国 *コート・ジヴォワール *ガボン *マダガスカル *マリ *モーリタニア *ニジェール *ルワンダ *セネガル *ソマリア *トーゴ *モーリシャス 	カタール パプア・ニュー・ギニア トンガ ギニア ギニア・ビサウ ザンビア アフガニスタン

	<ul style="list-style-type: none"> *バルバドス *ボツワナ、レソト、スワジランド *エティオピア *ガンビア *ガーナ *ギニア *ギニア・ビサウ *ガイアナ *ジャマイカ *ケニア *リベリア *マラウイ *ナイジェリア *フィジー *シエラ・レオーネ *スーダン *スリナム *タンザニア *トリニダード・トバゴ *ウガンダ *ザンビア 	
1978年	<ul style="list-style-type: none"> パプア・ニュー・ギニア *アルジェリア *モロッコ *チュニジア *エジプト *イスラエル *レバノン *シリア *ヨルダン ヴェネズエラ 	セーシェル
1979年	南・南東アジア	<ul style="list-style-type: none"> ジブチ ソロモン カーボ・ヴェルデ
1980年	<ul style="list-style-type: none"> *チリ *旧ユーゴ 	<ul style="list-style-type: none"> オマーン アンゴラ グレナダ ジンバブエ 赤道ギニア
1981年	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア ジンバブエ 	
1982年	<ul style="list-style-type: none"> *ボツナワ *レソト *スワジランド 	<ul style="list-style-type: none"> コモロ アラブ首長国連邦

欧州共同体の使節権をめぐる

1983年	<p>バングラディシュ *ベリーズ *カーボ・ヴェルデ *コモロ *赤道ギニア *グレナダ *サモア *サントメ・プリンシペ *セイシェル *ソロモン *トンガ *南東アジア (のちタイ) 南アジア (のちインド) ジブチ</p>	<p>モルディヴ サントメ・プリンシペ サン・マリノ ベリーズ</p>
1984年	<p>ブラジル *ヴァヌアツ</p>	<p>ドミニカ国 セント・ルシア アンティグア・バーブーダ</p>
1985年	<p>パキスタン *アンティグア・バーブーダ *モザンビーク インドネシア</p>	<p>サモア モザンビーク</p>
1986年	<p>コスタ・リカ アンゴラ</p>	<p>クウェート パハマ ブータン</p>
1987年	<p>トルコ オーストリア ノルウェー</p>	
1988年	<p>中国</p>	<p>ラオス セント・ヴィンセント・グレナ ディーン</p>
1989年	<p>スウェーデン</p>	<p>キューバ ハンガリー ソ連 東ドイツ チェッコスロヴァキア ブルネイ ポーランド 南イエメン</p>
1990年	<p>*韓国 *メキシコ *ウルグアイ キプロス ポーランド ハンガリー</p>	<p>ブルガリア イエメン ルーマニア モンゴル</p>

1991年	<ul style="list-style-type: none"> * フィリピン * ドミニカ共和国 * ソ連 * ベルー * マルタ * ロシア * ハイティ * ナミビア 	<ul style="list-style-type: none"> ヴェトナム ナミビア ロシア
1992年	<ul style="list-style-type: none"> * チェコスロヴァキア * アルゼンティン * ブルガリア 	<ul style="list-style-type: none"> アルバニア リトアニア ラトヴィア エストニア スロヴェニア クロアチア
1993年	<ul style="list-style-type: none"> * チェコ共和国 * フィンランド * ボスニア・ヘルツェゴヴィナ * スロヴェニア * ウクライナ * アルバニア * コロンビア * ルーマニア * 南アフリカ共和国 	<ul style="list-style-type: none"> チェコ共和国 スロヴァキア ウクライナ キルギスタン ボスニア・ヘルツェゴヴィナ グルジア アルメニア リヒテンシュタイン
1994年	<ul style="list-style-type: none"> カザフスタン 	<ul style="list-style-type: none"> カザフスタン カンボディア モルドヴァ ベラルーシ エリトリア ウズベキスタン
1995年	<ul style="list-style-type: none"> * スロヴァキア * グルジア ボリヴィア 	<ul style="list-style-type: none"> セント・キッツ・ネーヴィス アンドラ
1996年	<ul style="list-style-type: none"> エストニア ラトヴィア リトアニア * エリトリア * ヴィエトナム マレーシア 	<ul style="list-style-type: none"> マケドニア
1997年	<ul style="list-style-type: none"> * クロアチア * グアテマラ * ニカラグア スリ・ランカ 	<ul style="list-style-type: none"> アゼルバイジャン トルクメニスタン
1998年	<ul style="list-style-type: none"> マケドニア 	

欧州共同体の使節権をめぐる

2000年	ホンデュラス シンガポール セルビア・モンテネグロ	モナコ セルビア・モンテネグロ
2002年	アフガニスタン	タジキスタン クック ニウエ
2003年	キューバ	
2004年	モルドヴァ サウディ・アラビア	東チモール バーレーン
2006年	ヴァチカン市国	セルビア モンテネグロ 北朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国)
2007年	* スイス * イラク	ヴァヌアツ
2008年	コソヴォ アゼルバイジャン アルメニア 東チモール モンテネグロ ペラルーシ	ツヴァル

II 欧州共同体による使節権の行使

—その歴史的特徴をさぐる—

The normalization of the [Euratom] Commission's relations with the Agency [IAEA], a development which, in the session held in November 1960, the European Parliament expressed its keen desire to see brought about, has so far been prevented by the opposition of certain countries which charge Euratom with indulging in activities of a military nature.

— Commission of the EAEC, *Fourth General Report*
(April 1961—March 1962), point 159.

In einer vertraulichen Sitzung beriet der Ministerrat der EWG über einen Antrag Jugoslawiens, am Sitze der EWG-Kommission, also in

Brüssel, eine Vertretung zu errichten, um mit der Kommission “Erkundungsbesprechungen” führen zu können. Die meisten EWG-Mitgliedstaaten befürworten eine solche Vertretung.

— *Die Welt*, 5. Dezember 1962, S. 6⁽⁴⁾.

I think that it is not exaggerating to say that the decision of the People’s Republic of China to recognize the European Economic Community and appoint an ambassador to it is probably the most far-reaching event to take place in the field of the Community’s external relations, certainly since the enlargement of the Community two-and-a-half years ago.

— Peter Michael Kirk⁽⁵⁾

1. 前掲の表は、実に多くのことをわれわれに物語っているようである。1952年9月、ECSC最高機関がイギリス（当時はECSCに未加盟であった。）に対してはじめて受動的使節権を行使してから2008年末まで五十数年、これは決して長い期間とはいえない。この期間に、欧州共同体またはEUは累計で180を超える第三国から外交代表を接受し、また欧州委員会は150に近い域外国に常駐代表を派遣した。約半世紀という比較短い期間内に欧州共同体が世界的な規模で張り巡らせるに至った「外交網」は、それ自体一つの偉観であるといってよい。

筆者がこのテーマに興味をもったのは1960年前後のことであるが、かくも多くの委員会代表部が第三国に設置され、またかくも多くの第三国が欧州共同体またはEUに代表部を開設するとは当時は想像もしなかった。筆者だけではなく、当時の欧州共同体の関係部局の人々ですらそうであったと思う。

(4) 拙訳は次の通り。「EEC理事会は部外秘の会合で、EEC委員会の所在地、すなわちブリュッセルに代表部を設置したいというユーゴスラヴィアの申請を審議した。（代表部の設置により）同委員会と『調査のための協議』を行なうことが可能になるというのが申請の目的である。加盟国の大部分はかかる代表部（の設置）を支持している。」

(5) *Official Journal of the European Communities: Debates of the European Parliament*, No. 192 (June 1975), p. 143.

第三国における欧州委員会の代表部にせよ、欧州共同体に対する第三国の代表部にせよ、その設置ぶりを時系列的に示すことは、1952年以降の国際情勢の推移をかなりの程度まで反映して興味深い。例えばアジア・太平洋地域、アフリカ（とくにサハラ以南の「黒アフリカ」）、カリブ海地域等にあったヨーロッパ諸国の属領の多くが「非植民地化」のうねりに乗って独立し、また1980年代末以降の「東欧革命」の勃発等によりソ連の勢力圏、ひいては戦後の冷戦秩序が崩壊した。このような国際関係の動きが、欧州共同体の外交関係に明白に影響しているのである。

2. 上記の表を俯瞰して気付く点のうち、筆者はとくに次の二点を挙げることにしたい。

(1) 一つは、欧州共同体による使節権の行使が、受動面において能動面に先行していること、また、受動的使節権の対象となった第三国が、能動的使節権の対象となった第三国の数を凌駕していることである。（ただし、代表臨時代理を長として第三国に設置された委員会代表部が相当数あり、これを考慮すれば、この差は若干ちぢまる。）

その理由としては、一つにはEEC及びユーラトムの発足後、加盟国の一部がこれら共同体の「超国家的性格」に時として冷ややかな態度をとったことが挙げられる。とくにフランス政府の態度は1965年なかば以降EEC委員会に「機構上の危機」をもたらした。この危機はようやく1966年初頭の「ルクセンブルグの妥協」で収束した⁽⁶⁾。ド・ゴール政権下の同政府は、EEC委員会及びユーラトム委員会が各共同体を代表する形で第三国の代表を受け受けてきたことに反発していたが、「ルクセンブルグの妥協」でこの点を改めさせることに成功した。

加盟国の一部の反発は、まだ揺籃期にあったEEC委員会及びユーラトム委員会が在外代表部を設置する際にも見られた。例えば、(イ)ユーラトム委員会が米国に代表部（事務所）を置き、またEEC委員会がECSC最高機関の在イギリス代表を三つの共同体共通の代表にしようとしたが、フランスはこれに消極的な態度をとった。また、(ロ)1960年2月、EEC委員会が理

(6) 「ルクセンブルグの妥協」については、本紀要第125号、拙稿、177—8頁、『東京家政学院筑波女子大学紀要』第7集（2003年）、拙稿、3頁、注3。

事会の支持を得ないまま大使を長とする在米代表部を設置した（ユーラトム委員会の事務所はこれに統合された。）ことに対し、フランス及びオランダは米
国国務省に対し、この代表部に完全な外交ステータスを与えないよう申し
入れたという⁽⁷⁾。このような事情で、1960年から十数年間、EEC委員会及
びユーラトム委員会が在外代表を派遣できなかったことが前掲のリストから
判明する（1964年、ラテン・アメリカに連絡事務所を開設したのはECSC最高機関
である、本紀要第128号、拙稿、91—4頁）。

常設的な在外代表の派遣だけではない。主要国首脳会議を例に挙げよう。EC委員会は、1977年5月7・8日にロンドンで開催された第3回会合
から出席を認められたが、フランスは同年3月8日のEC外相理事会以来、
委員会の出席に反対していた。25・26両日の欧州理事会で、EC委員会は国
際貿易、南北対話等の討議に限り参加するという内容の妥協がともかく成
立した。この点につき、3月19日付及び26日付日本経済新聞、5月4日付
毎日新聞夕刊、3月28日付及び5月9日付*International Herald Tribune*等が
報じたところをまとめると、5月3日、ブリュッセルで開かれたEC外相会
議で、Roy Jenkins委員長が首脳会議の第1日には出席を許されないとい
う^うわさをイギリスのDavid Owen外相が肯定、とくにオランダ、ベルギー、
ルクセンブルグ及びアイルランド各国の外相の憤激を買った。また、会議
前日のJames Callaghanイギリス首相主宰の夕食会にJenkins委員長が出席す
ることを不満としてフランスのValéry Giscard d'Estaing大統領はこれをボ
イコットした。さらに、この夕食会で、Jenkins委員長の席が米国のカー
ター大統領等各国首脳のテーブルではなく、各国蔵相と食事をするようア
レンジされ、これを知った委員長はフランス大統領のみならず、彼を各国

(7) Michel Dumoulin(ed.), *The European Commission, 1985-72: History and Memories* (Bruxelles: European Commission, 2007), pp.344-7. 筆者は「外務省調査月報」2007年度/No.1に「欧州共同体が派遣した初期の代表部・連絡事務所」を寄せたが、執筆当時この文献は参照できなかった。Weilは、「最初のユーラトム委員会の（在英）代表はロンドンにあるECSC最高機関代表部のスタッフに含まれていた。」という（Gordon L. Weil, *A Foreign Policy for Europe? : The External Relations of the European Communities* [Bruges: College of Europe, 1970], p.44）。EEC及びユーラトム両委員会は、発足直後、さまざまな手段を使って第三国との連絡をはかったものと考えられる。ユーラトム委員会の初代在米代表も、例えば長期出張の形をとってワシントンに滞在したのかも知れない。Dumoulin(ed.), *The European...*によると、マッカーシズムの余波で同代表は当初「外国のスパイ」とされ、米国法務省の厳重なコントロールの下に置かれたという（344、347頁）。

首脳と平等に扱うよう努力しなかったイギリスのCallaghan首相にも憤慨したといわれる。また、5月7日にバッキンガム宮殿で行なわれた夕食会でも、Jenkins委員長の席は各国外相の坐るテーブルに設けられたという。同委員長の無然とした表情が目には浮かぶようである。

EC委員会委員長が各国首脳と並んで国際会議に出席することに対し、「ルクセンブルグの妥協」から10年以上が経過したあとでも冷淡な態度をとる加盟国が存在していたのである。同委員会が主要国首脳会議の正式メンバーとなるのは、1978年7月のボンにおける第4回会合からである。

1971年、EEC委員会は国連経済社会理事会でオブザーバー・ステータスを認められたが、投票権は与えられなかった⁽⁸⁾。

このように、EEC及びユーラトムの両委員会及びEC委員会が常設的な使節を派遣することはもちろん、国際会議の出席にも制約が課せられたというのが初期の実情であった。

EC委員会（のち欧州委員会）は、4. で述べるように、東側諸国に対しては外交能力をなかなか行使できなかった。欧州委員会が地球規模の「外交網」を築き上げるには、内外の「敵」と戦わなければならなかったのである。

欧州共同体の能動的使節権は、当初の状況から推察できるように、基本的に欧州委員会（及びその前身となる各委員会）により行使された（行使されざるを得なかった）が、リスボン条約の効力が発生したあとは、欧州委員会の域外代表部ははじめてEU代表部となる⁽⁹⁾。

(8) EC委員会の1974年一般報告は、“[The General Assembly] granted the Community [EEC] observer status, which the Commission already has in the ECOSOC.” といっている（ポイント382）。国連事務総長は、経済社会理事会に対し、EECを含む若干の政府間国際機関に理事会の諸会合にオブザーバーとして参加するよう恒常的に招聘することを勧告し、理事会は1971年5月20日の会合でこの勧告を受け入れた [United Nations Economic and Social Council, *Official Records: Fifth Session* (E / SR. 1769) (New York: United Nations, 1973), II, 158]。総会がEECに対しオブザーバー・ステータスを付与したのは1974年10月11日のことであった。

(9) 欧州憲法は、これまでの欧州委員会の域外代表部はEU全体を代表するようになる旨規定したが（Ⅲ第328条第1項）、リスボン条約にはかかる規定はない。しかし、随所に「連合代表部」（Union delegations）の表現が見出される（EU改正条約第32条、第35条、欧州連合の運営方法に関する条約第221条1.及び2.等）。なお、欧州議会は、2000年9月5日に採択した決議で、欧州委員会の代表部（Commission delegations）の法的地位を変更し、共同体の代表部（Community delegation）とすることを提案した経緯がある（欧州委員会、*Bulletin*, 2000年9月、ポイント1.6.88）。

(2) 上記の表に関連して筆者が指摘したい第2の点は、欧州共同体による使節権行使の対象国として、特定の国家群がほぼ同時期（といっても、実際にはかなりの幅があるが）に登場する、ということである。長期的に見ると、代表部の増加ぶりは平坦に行なわれず、いくつかの「波」があったことがわかる。

第1に、すでに引用した欧州委員会のペーパーの表現を借りるならば、「ヤウンデ協定及びロメ協定の枠内で進められている委員会の開発協力」の対象となるACP諸国であるが、筆者は、これら諸国は1995年11月、バルセロナで開催された欧州・地中海会議の参加国とあわせ⁽¹⁰⁾、一つの国家グループを形成すると考えたい。一口でいえば、これはEU加盟国との宗属関係を脱して独立を達成した国々のグループである。欧州共同体及びこれら諸国の間の外交関係については3.で概観することとしたい。

第2に、欧州委員会が作成した上記のペーパーもふれている旧ソ連及び中・東欧諸国で構成されるグループであるが、筆者はこれに中国、モンゴル、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、キューバ等を含めることとしたい。すなわち、欧州共同体及び社会主義国・旧社会主義国の間で使節権がどのように行使されたかを検討することとしたいのである。この点については4.で眺めることとする。

3. EU加盟国の主権下にあった諸国

(1) 1957年3月25日、ローマでEEC及びユーラトムを創設する条約が西ヨーロッパ6カ国の間で調印された当時、これら6カ国の海外領土の一部はすでに独立国となっていた。しかし、一部はまだ6カ国のいずれかの国の宗主権の下にある領土であった。EECは、これら旧海外領土を含む国・地域のほとんどと何等かの制度的なつながりを維持することとした。

(2) ヨーロッパ6カ国は、1957年3月25日、EEC設立条約の署名と同時に四つの意図宣言を行ない、(イ) フラン圏に属する独立国、(ロ) リビア、(ハ) ソマリア並びに(ニ) スリナム及びオランダ領アンティルに対して「経済的連合」(association économique)の設定を呼びかけた。

「フラン圏に属する独立国」とは、1957年3月当時は、具体的にはテュ

(10) この点につき、本紀要第123号、拙稿、116頁、拙稿、第130号、2—3頁。

ニジア及びモロッコを指していた⁽¹¹⁾。両国は、EEC設立条約第238条に基づいてEECと連合関係を創設することとし、モロッコは1969年3月28日、またチュニジアは同年3月31日、それぞれEECとの協定に署名した。(いずれも同年9月1日に効力を発生した。)⁽¹²⁾

リビアは、国連総会決議に基づき、1951年12月24日、連合王国として独立した。(周知のごとく、1969年9月1日、カダフィーをリーダーとする将校団のクーデターで王政が覆された。)同国はキレナイカ、トリポリタニア及びフェッザーンの3州で構成されるが、イタリアは1912年この地を植民地とした。第2次大戦後、キレナイカ及びトリポリタニアはイギリス、またフェッザーンはフランスの統治下に置かれた。

ソマリアは、イギリス領ソマリランド及びイタリアの信託統治領ソマリアが合体して独立した。イタリア統治下のソマリアが1960年7月1日に独立することとなり、イギリスはこれにあわせて同年6月26日にソマリランドを独立させたのである。

スリナム及びオランダ領アンティルは、1954年のオランダ王国憲法の改正により、オランダ王国と対等の内政自治権を獲得した。いずれも自治領

(11) フランスは、1945年12月27日、国際通貨基金 (IMF) 設立協定に署名、IMFの原加盟国の一つとなったが、これに先立ち、その主権下にあった西アフリカ及び赤道アフリカ地域に対し通貨CFAフランを創設した (太平洋地域の属領に対してはCFPフラン)。しかし、北アフリカの保護領、チュニジア及びモロッコの通貨についてはフランス本国と同じレートを維持した (フランス海外県、すなわちアルジェリア、レユニオン、ガイアナ、グアドループ、マルティニック等も同様)。

モロッコは1956年3月2日、またチュニジアは同年3月20日、それぞれ独立した。チュニジアでは1958年7月19日、中央銀行が設立され、新通貨ディナールが創設された。それ以降、チュニジアはフラン圏離れの傾向を強め、1960年代末には離脱したと見られる。

一方、モロッコでは1959年6月30日、中央銀行が設置され、新通貨ディルハムが設定された。しかし、フランス・フランとディルハムとの自由振替は停止され、モロッコは法制上フラン圏に属しているとはいえない状況となった。しかし、1963年、両国が協議の結果、モロッコがフラン圏に所属する体裁がつくられたという (岡田昭男『フラン圏の形成と発展 増補版』[信山社、1998年]、23-5、167-170頁)。

(12) チュニジアは、EECが活動を開始した約1年後、EEC委員会に対し連合協定締結交渉の開始を求めたようである。EEC理事会はその旨委員会から知らされ、1959年2月2日、これに反対しないことを決定し、ブリュッセルで予備交渉がスタートした (EEC委員会、第3次一般報告 [1959年3月21日—1960年5月15日]、ポイント370)。この予備交渉は1960年に中断したが、その理由は、チュニジアが当時進行中であったギリシャ及びトルコとEECとの連合協定締結交渉の結果を見極めることを希望したためであるという (本紀要第132号、拙稿、106頁、注9)。

といっても独立国にはほぼ等しい地位を築いており、そのため6カ国は、これら自治領に対して、モロッコ、チュニジア、リビア、ソマリア等と同じ内容の宣言を発出することとしたのであろう。スリナムはのち、1975年11月25日、独立を達成した。この点については、本紀要第123号の拙稿を参照されたい（112頁）。

「経済的連合」の設定を提案された諸国は、いずれも欧州共同体の使節権行使の対象となった。ただし、リビアは欧州共同体に代表部を置いているが、欧州委員会は同国にまだ専任の代表部を設置しておらず（本紀要第134号、拙稿、148－9頁）、また、オランダ領アンティルに対し、同委員会は一時期代表部（注 事務所ではない。）を開設していたが（アルバ兼任）、のちこれを閉鎖した（本紀要第123号、拙稿、111－4頁）。

(3) アルジェリアは、1957年3月当時は、名目上はフランス本土の一部であった。（いくつかの海外県で構成され、その数は最初は3であったが4となり、最終的には12となった。）すなわち、チュニジア及びモロッコと異なるステータスをもっていたが、この三つの地域は「マグリブ」（アラビア語で「日が没する地」の意）と総称されてきたので、便宜上ここで取り上げる。

EEC設立条約第227条により、アルジェリアを含むフランス海外県には同条約の重要な規定の多くが適用されることとなった。

アルジェリアは1962年7月3日に独立したが、1963年1月5日付*Le Monde*によると、同国政府はEEC委員会に対し、同国に関係するEEC設立条約の規定の適用を暫定的に（à titre provisoire）維持することを要請、またEECに対する代表を任命する意向であることを伝えた（4頁）。EEC委員会の第7次一般報告（1963年4月1日－1964年3月31日）によると、EEC側は条約規定の適用維持に関するアルジェリアの要請を認めた（ポイント307）。なお、EECに対するアルジェリアの初代表としてBoualem Bessaih大使が信任されたのは1964年5月14日のことである。

(4) EECを創設する条約が調印された当時、六つの調印国のうち4カ国が世界各地に多くの海外領土をもっていた。そのほとんどは同条約第4部（第131条－第136条）の規定によりEECに一方的に連合された。これが「海外の国及び領土」（OCT）である。前述のイタリアの信託統治領ソマリアも、独立まではOCTの一つであった。

欧州共同体の使節権をめぐる

しかし、黒アフリカにあったOCTのうち、旧フランス領ギニアは1958年10月に独立、他の16カ国は1960年中に、また2カ国は1962年にそれぞれ独立を達成した。ギニアはEECとの連合を離脱したが、同国以外の18カ国は明示的または黙示的に連合関係の継続を求めた。これら黒アフリカにあった計18のOCTが、1960年または1962年、どの順序で独立を達成したかを眺めよう。

1960年1月1日	カメルーン
1960年4月27日	トーゴ
1960年6月26日	マダガスカル
1960年6月30日	コンゴ（旧ベルギー領）
1960年7月1日	ソマリア
1960年8月1日	ダホメ（現在のベナン）
1960年8月3日	ニジェール
1960年8月5日	上ヴォルタ（現在のブルキナ・ファソ）
1960年8月7日	コート・ジヴォワール
1960年8月11日	チャド
1960年8月13日	中央アフリカ共和国
1960年8月15日	コンゴ（旧フランス領）
1960年8月17日	ガボン
1960年8月20日	セネガル
1960年9月22日	マリ
1960年11月28日	モーリタニア
1962年7月1日	ブルンディ
1962年7月1日	ルワンダ

1960年には多くの旧フランス、ベルギー及びイタリヤ領土が独立したが、このほか、ナイジェリアも同年10月に独立を達成、この年は「アフリカの年」(Africa Year)として世界史に刻まれることになった。

さて、EECと連合関係を継続することを求めた黒アフリカ18カ国は、1963年7月20日、EECと第1次ヤウンデ協定を締結（効力発生は1964年6月1日）、「(EECに)連合されたアフリカ諸国及びマダガスカル」(AASM)となった。EEC及びアフリカ18カ国は1967年7月29日、第2次ヤウンデ協定に署名したが(1971年1月1日効力発生)、のち旧イギリス領モーリシャスがこの協定に加わり、AASMの数は19となった。

欧州共同体及びAASM19カ国の間には常駐代表が交換されたが、I 2で述べたように、EEC委員会（のちEC委員会）が19カ国のそれぞれにいつ初代表を派遣したかがはっきりしないのは、筆者がとくに遺憾とするところである。いずれ、ブリュッセルで関連情報を探すこととしたい。

第1次ヤウンデ協定の附属議定書第9（Protocole sur les privilèges et immunités）の第1章第1条は、EEC加盟国及びAASMの政府代表並びに3共同体諸機関の代表（Représentant）は、加盟国またはAASMの領域において、「通常の特権・免除及び便益を享有する」旨、第2章（第2条—第5条）は調整理事会（Co-ordinating Council）の不動産、文書等の不可侵、租税・関税の免除について、また第3章（第6条）はEEC、連合諸機関等の通信の自由について、それぞれ定めた。第2次ヤウンデ協定は、やはり議定書第9で同趣旨のことを定めた。

1975年2月28日、欧州共同体は46に達するアフリカ・カリブ海・太平洋地域（ACP）の諸国と第1次ロメ協定を締結した（効力発生は1976年4月1日）。46カ国には19の旧AASMが全部含まれるが、残る27カ国については、6カ国をのぞき、いずれもイギリス連邦諸国であった。27カ国は、本紀要第129号の拙稿にリスト・アップした通りである（309頁、注2）。非イギリス連邦諸国とはエチオピア、ギニア、ギニア・ビサウ、スーダン、赤道ギニア及びリベリアの6カ国で、旧フランス領のギニアがACPグループに参加したことがわかる。なお、ロメ協定では「連合」の表現は使用されなくなった。

ロメ協定は第4次まで更新され、ACP諸国の数はその都度増加した。第1次ロメ協定は、附属議定書第5で、2次にわたるヤウンデ協定と同じく、EEC加盟国及びACP諸国の代表並びに共同体諸機関の代表の特権・免除につき規定したが、第2次—第4次ロメ協定は、いずれも附属議定書第3に同趣旨の規定を置いた。

2000年6月23日、EU及びACPという二つの国家グループはコトヌー協定に調印した（2003年4月1日に効力発生）。のち、これに東チモールが加わり、いまやACP諸国はアフリカ48カ国、カリブ海地域16カ国及び太平洋地域15カ国の計79カ国となっている。

* * *

本紀要第129号で述べたように（307頁）、ACP諸国に対するEC委員会代表（délégué）のリストは、同委員会の職員録では1977年9月版になってはじめて掲げられた。当時は41カ国（オランダ領アンティルを含む。）に対する代表が示されたが、これには旧AASM19カ国が包含される。

しかし、EECの発足と同時にこれに連合されたOCTには、EEC委員会の職員が直ちに赴任したのではなかろうか。彼等の主任務は、欧州開発基金（EDF）の管理にあったと思われる。たとえば、本紀要第130号の「補論2」で述べたように（33-4頁）、ガボンには1960年8月の独立前から *contrôleur technique* がいた。独立後数年を経過して、代表のタイトルは *contrôleur délégué* となった。2次にわたるヤウンデ協定の実施期間中、AASM（少なくともその大部分）に、*contrôleur technique* または *contrôleur délégué* の資格をもつ委員会代表がいたことが想像される。1976年4月、第1次ロメ協定が実施されたが、このとき在ガボン代表の肩書は *délégué* となったと思われる。他の旧AASMはもちろん、それ以外のACP諸国の多くにも *délégué* が置かれたことであろう。上述のように、1977年9月版職員録には41名が載っている。彼等は、やがて“head of delegation”に昇格した。I 1. (2)で引用した欧州委員会のペーパーが述べているように、彼等は「ヤウンデ協定及びロメ協定の枠内で進められている委員会の開発協力の実施状況を監督する」目的でACPに常駐したが、その後さらに幅広い任務を与えられ、一般第三国に派遣されている委員会代表と同様なステータスをもつようになったものと考えられる。

79カ国のACPと欧州共同体との間では多くの常駐代表が交換されているが、この交換はまだ完全に行なわれている訳ではない。

いずれにせよ、筆者はAASM及びACP諸国における1977年9月以前の委員会代表の派遣ぶりの詳細を是非知りたい。また、19のAASMでは、独立後、各国政府は *contrôleur technique* または *contrôleur délégué* にどのような地位を付与していたのかも知りたい。

ちなみに、EU加盟国の属領でいまだにOCTとなっている地域が21ある。このうちバミューダはイギリス領であるが、1968年から内政について自治権を与えられており、自治政府の希望で、バミューダはOCTとして扱われていない。OCTのいくつか及びバミューダにも、委員会代表が駐節してい

る可能性があると思う。

また、筆者が疑問に思うのは、南・南東アジアにもかつてフランス、イギリス、オランダ等の主権下にあった国が相当数あるが、EUがこれらの国を何故ACP諸国と同じように取扱わないのかという点である。本稿のテーマと直接の関連性はないので、疑問として書き止めるにとどめる。

4. 社会主義国・旧社会主義国

筆者は、本稿Ⅱ 1. で、欧州共同体及び第三国の間の常駐代表の交換の推移は1952年以降の国際情勢を反映している、と述べた。「非植民地化」もその一例であるが、中国・北朝鮮を含む社会主義諸国の動きにも興味もたれる。

(1) ソ連等社会主義諸国は、欧州共同体、とくに1958年のEECの発足後、かなり長期間にわたってこれに敵対的な態度をとり、その対外能力を認めようとしなかった。その結果、当然のことながら、これら諸国は欧州共同体と常駐代表を交換することを認めなかった。

ユーラトム委員会の第4次及び第5次一般報告（それぞれ1960年4月—1961年3月及び1961年4月—1962年3月をカバー）に関連の記事がある。前者の記事は本節の冒頭に引用したが、後者についても内容はほぼ同様で、若干の国（certain countries, 仏 certains pays tiers）がユーラトム及び国際原子力機関（IAEA）の間の関係正常化を阻害している、と述べている（ポイント190）、「若干の国」はもちろん社会主義国をさし、Reichlingは「東側諸国」（pays de l'Est）と明確にしている⁽¹³⁾。

東側諸国は、当初、国連においても欧州共同体の国際法上の人格を承認することに反対した。Schermersは、「その結果、（欧州共同体が）これらの国の影響力が強い国連諸機関と協定を締結することは、それ以外の諸機関の場合より一層困難であった。」と述べる⁽¹⁴⁾。

(2) 旧ユーゴは、1968年9月26日、Milos Opresnik大使を欧州経済共同

(13) Charles Reichling, *Le Droit de Légation des Communautés Européennes* (Heule: Edition UGA, 1964), p.41.

(14) Henry G. Schermers, "The Community's Relations under Public International Law," in Commission of the European Communities, *Thirty Years of Community Law* (Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1983), p.222.

体に信任せしめた⁽¹⁵⁾。本節の冒頭で引用した*Die Welt*の記事から察するに、旧ユーゴが代表部を開設する意向を共同体側に伝達したのは1962年末であるが、1968年に至り、ようやく共同体に代表を信任せしめたことになる。同国は当初ソ連型の社会主義建設に専念したが、1948年6月に同国共産党がコミンフォルムから追放されたあと、内政では独自の社会主義路線を進める一方、外交では非同盟主義を唱えた。旧ユーゴが1962年ごろから欧州共同体に接近をはかったとしても不思議ではない。また、当時旧ユーゴは経済不振に悩み、その一因がEEC加盟6カ国における域内関税引下げ等に伴う対EEC輸出の減少であった。

*Die Welt*の記事では、EEC加盟国の大部分は旧ユーゴがEECに対する代表部を開設することに賛成しているとのことである。筆者の想像であるが、反対の国の一つは西ドイツだったのではないかと推察される。1955年12月9日、西ドイツのブレンターノ外相（Heinrich von Brentano）は、同国と外交関係をもつ第三国が東ドイツと外交関係を設定した場合は、当該第三国との外交関係の停止・断絶の措置をとる旨言明した。これが「ハルシュタイン・ドクトリン」であって、ソ連は例外とされたが、1957年10月18日、まず旧ユーゴに適用することが決定した⁽¹⁶⁾。西ドイツが、自国が加盟する国際機関にもハルシュタイン・ドクトリンを援用したとすれば、それは同国がこのドクトリンを拡張解釈したためであろう。その結果、1962年当時、西ドイツが旧ユーゴ代表部の設置には否定的であったのではないかと推察される。

しかし、西ドイツはのちハルシュタイン・ドクトリンの適用を緩和し、旧ユーゴについても、1968年1月31日、同国と外交関係を樹立した⁽¹⁷⁾。旧ユーゴが初代のEEC代表を派遣したのはこの年9月のことである。

このドクトリンの起草者は西ドイツのハルシュタイン外務次官で、彼は

(15) 『外務省調査月報』1976/No.1、拙稿「中国と欧州経済共同体」、116—7頁。

(16) 1957年10月15日、旧ユーゴは東ドイツを承認した旨発表した。西ドイツ政府は、18日には旧ユーゴとの外交関係を断絶することを決定、翌19日、ボン駐節の同国大使にその旨通告した。

(17) 西ドイツ及び旧ユーゴ両国政府代表は1968年1月23日からパリで話し合いを開始、同月31日、両国はボン及びベオグラードで国交を再開する旨をうたった共同声明を發出した。なお、両国の国交再開についてはかなり前から政府関係者等が期待を表明していた。例えば、1967年2月10日、西ドイツのKurt Georg Kiesinger首相は、このような期待を語っている（1967年12月21日付*The New York Times*、24面）。

その後EEC委員会委員長となったが、次官在任中の1962年、旧ユーゴがEEC代表部を開設する意向をEEC側に伝えたのは、もちろん歴史に間々見られる偶然の一つである。(ハルシュタイン委員長は1967年7月6日に辞任した。西ドイツ及び旧ユーゴが外交関係を開設する前のことである。)

(3) EEC加盟国は相互間に関税同盟を設定することとし、そのため1969年末までの過渡期間を設けた (EEC設立条約第9条、第110条、第111条)。関税同盟の創設は予定より1年半早く、1968年7月1日に達成された。1970年1月1日から共通通商政策 (CCP) が実施されることになり、1969年10月17日、EC理事会はEC委員会の提議に基づき、1970年からはすべての第三国との通商協定の締結交渉を共同体レベルで行なうことで合意した。EC委員会の第4次一般報告 (1971年) が述べるように (ポイント447)、CCPの実施後にEECが締結した最初の通商協定は、1970年3月19日、旧ユーゴと締結したものであった (効力発生は同年5月1日)。

しかし、1969年10月10日、委員会は理事会に対し、一部の第三国に対してはCCPの実施について手続上の例外を設ける旨を提議、理事会は10月17日、これに同意した。ここにいう第三国にはブルガリア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア及びチェコスロヴァキアの東欧5カ国が含まれ、これら5カ国との既存の通商協定は過渡期間終了後も1カ年有効とされた (EC委員会、*Bulletin*、1969年12月、ポイント91—2)。

(4) 旧ユーゴ以外の東欧諸国につき、EECに対するその態度の変化をはじめ指摘した共同体の公式文書は、おそらくEEC委員会の第6次一般報告 (1962年5月1日—1963年3月31日) であろう。同一般報告は、東側諸国のEECに対する態度に「ある基本的な変更」が見られる、これら諸国はEEC加盟国に対し、それぞれが各加盟国と締結している通商協定に含まれる最恵国条項を盾に、EEC内部で進められている関税引下げに均霑したいとの要求を何度も行なったが拒絶されてきた、と述べ、さらにフルシチョフ首相がEEC及び経済相互援助会議 (コメコン) という二つの経済ブロックが経済協力を行なう可能性を示唆した旨紹介している (ポイント274)。

後述するように、1988年6月、二つの国際機関の間に公式関係が設定されるのであるが、ソ連政府は二十数年前からこのような関係の設定を意図していたことになり、きわめて興味深い。

1963年11月の*Three-Monthly Economic Review, USSR*は、EECはソ連に貿易交渉をオファーした、ソ連がこれを受諾すれば、それは同国がEECの交渉能力を事実上承認したことを意味するであろう、と報じた⁽¹⁸⁾。

1964年1月12・13日付*Le Monde*はEEC委員会のJean Rey委員の発言を伝えたが、これによると同委員は、域外65カ国、すなわち世界の3分の2の国がEECと外交関係を樹立したが共産圏諸国はEECを無視して来た、これら諸国は関税譲許の要請をEEC6カ国のそれぞれに行なって来たが、6カ国は「加盟各国の関税は対外共通関税にとって替わられた。」と答えてきた、共産圏諸国は正式な資格をもつ外交交渉者 (*interlocuteurs diplomatiques valables*) をEECに派遣することで最初の一步を踏み出すべきである、と述べたという(3面)。

1964年5月6日付*The New York Times*は、Sydney Gruson特派員がジュネーブから送った記事を掲げたが、この記事は、ソ連はEECとの関係を調整すべく準備を整えている、そのため、ためらいがちにはあるがEECに触角 (*feelers*) を伸ばしはじめた、西側諸国の外交団はソ連がEECに代表部を信任せしめるものと推測している、と述べ、さらに、ソ連は1970年1月1日(注 この日以降、CCPが国家貿易諸国にも適用される予定であった。)以前にEECとの公式関係を樹立し、ソ連圏諸国もそうできるようにすべきである、実際にポーランド及びハンガリーはEECと直接に貿易交渉を行なう用意がある旨ほのめかしている、と記述し、さらに、ただしソ連圏諸国がEECに外交使節を派遣するとなるとEEC内部にやっかいな政治問題が生ずる、何故なら西ドイツは東ドイツを承認している国々がEECに対して外交代表を派遣することに反対する方針に傾いているからである、と述べている(1面、77面)。Gruson特派員の伝える西ドイツの方針とは、前述した「ハルシュタイン原則」であることはいうまでもない。

1977年2月17日付*The New York Times*によると、16日、ソ連はブリュッセルでEEC委員会と漁業協定締結交渉を開始したが、ソ連のイシコフ漁業相はEECの存在 (*existence*) を明白に承認したという(2面)。

(5) 1975年9月16日、中国は李連璧大使 (Li Lien-pi) をEECに信任せし

(18) London: The Economic Intelligent Unit Ltd., p.10.

めた。中国も当初は欧州共同体に冷淡な態度をとったが、中ソ対立の激化に伴ない、1971年ごろからはヨーロッパ統合の動きを高く評価するようになった。EECに対する常駐代表の派遣はその具体的なあらわれであり、本節の冒頭で引用したKirk欧州議会議員の発言のように、1973年の第一次拡大以降の時期に限れば、EECの外交関係の分野ではおそらく最も広範囲な影響を与える出来事であった。李大使の派遣に至る経緯については、注15に掲げた拙稿を参照されたい（114—6頁）。

中国及びEECは、1978年4月1日、通商協定に調印、この協定は同年6月1日に効力を発生した（EC委員会、第12次一般報告 [1978年]、ポイント528）。

(6) 中国がEECと外交関係を設定する数年前の1972年3月20日、ソ連のブレジネフ共産党中央委員会書記長はEEC及びコメコンが相互に承認するという基本方針を示唆した。この方針は1973年1月のコメコン執行委員会第61回総会で東欧諸国の合意を得た⁽¹⁹⁾。

かくて1973年8月、コメコンのファジェエフ事務局長が非公式にデンマーク（EC理事会議長国）を訪問し、EEC及びコメコンは相互接触を開始した。9月1日付*The Economist*は、デンマークではこの訪問がコメコンによるEECの事実上の承認と受取られた、と報じた（49頁）。

1984年6月15日、モスクワで開かれたコメコン総会が採択した宣言は、「コメコン諸国は、EECと適切な協定を締結する用意があることを強調する。」と述べている。

コメコンはEECと異なり「超国家的性格」はもたず⁽²⁰⁾、二つの国際機関を同列に置くというソ連・東欧諸国の考えにEECがただちに同調したとは

(19) これは前掲のEEC委員会第6次一般報告がふれたフルシチョフ首相の考えが具体的な形をとったものと解釈できる。ソ連側によるブレジネフ書記長の方針のフォロー・アップとして、1973年7月25日、モスクワにおけるソ連コスイギン首相・グロムイコ外相とトルン・ルクセンブルグ外相との会談（7月27日付*Le Monde*、1面）、同月27日のブレジネフ書記長及びフランスのジョーベール外相の会談（7月29日付同紙、1面）等がある。

(20) コメコンは、例えば1973年5月16日、フィンランドと経済協力協定を締結しており、条約締結権は保持していたと考えられる。また、国連総会は、1974年10月11日、EECにオブザーバーステータスを付与したが（注8）、同日、コメコンにも同じステータスを与えている。しかし、これらをもってコメコンが超国家的国際機関であるということは到底できないであろう。なお、1962年11月、ソ連共産党中央委員会総会で、フルシチョフ党第一書記は、コメコンに「超国家的計画機関」を設置する方針を促進する必要性を主張したが、ルーマニア等一部の国はこれが主権を侵害する恐れがあるとして反発した経緯がある。

考えられない。しかし、結局EECは、コメコンといわゆる“policy of parallel normalization”（二つの国際機関相互の間のみならず、EEC加盟国及びコメコン加盟国の間のバイラテラルな関係を正常化する政策）をとる方針をとり、コメコン及びコメコン加盟諸国の賛成を得た⁽²¹⁾。

交渉の結果、1988年6月25日、二つの国際機関は公式関係を樹立した。同じ6月、ソ連、東ドイツ、チェコスロヴァキア、ブルガリア及びハンガリーの5カ国は、それぞれがEECに対して外交代表団を信任せしめる決定を行なった⁽²²⁾。これに関し、同年6月のEC委員会*Bulletin*は、「これは東欧諸国による（EECの）正式承認という前例のない行為である。」と記述している（ポイント1.5.3）。かくて、1989年1月以降、欧州共同体及びソ連・東欧諸国の間で外交使節の交換が開始された⁽²³⁾。

1991年12月21日、ソ連が消滅したことは記憶に新しいが、これに先立ち、東欧諸国では1989年以降社会主義政権の崩壊がはじまり、また、旧ユーゴでは1991年、スロヴェニア及びクロアチアを手始めとして連邦構成共和国が次々と独立を宣言するに至った。このような事態に応じ、1991年12月16日、欧州共同体加盟国はブリュッセルで特別閣僚理事会を開催したが、同年12月の*Bulletin*によると、理事会はソ連及び東欧で誕生した諸国の正式承認に関するガイドラインを採択した（ポイント1.4.5）。同年12月24日付*The New York Times*は、EC理事会は12月23日、ロシアがソ連を合法的に承継したとしてこれに事実上の承認を与えた、と報じた（A8面）。

こうして、ロシア及び東欧諸国と欧州共同体との間に外交代表が派遣・

(21) EEC委員会、第19次一般報告（1985年）、ポイント826、第20次一般報告（1986年）、ポイント841（この報告は、EECの政策を“two-pronged approach”と形容している。）、第21次一般報告（1987年）、ポイント771、第22次一般報告（1988年）、ポイント836、また、これら一般報告が引用している*Bulletin*各号の関連記事。

(22) コメコンは、1949年6月、ソ連、ブルガリア、ルーマニア、チェコスロヴァキア、ハンガリー及びポーランドを原加盟国として発足した。その後、若干の東ヨーロッパの国及び非ヨーロッパ国がコメコンに加盟または準加盟したが、1971年に加盟したキューバが欧州共同体と外交関係樹立につき合意した旨発表したのは1988年9月29日で、EEC及びコメコンが相互承認したわずか3ヵ月後のことであった（9月30日付*The Times* [London]、10面）。また、I 2. に掲げた表でわかる通り、キューバによる欧州共同体に対する外交使節の派遣は、ハンガリー、ソ連等より早かった。なお、コメコンは、1991年6月、解散を決定した。

(23) EC委員会、第21次一般報告（1987年）、ポイント771、第22次一般報告（1988年）、ポイント900。

接受されるようになり、またこれら諸国の代表部の数は増加した。周知のように、1991年12月21日、独立国家共同体（CIS）を創設する議定書が旧ソ連を構成する11の共和国により調印された。欧州委員会の第25次一般報告（1991年）は、共同体はソ連の経済改革を援助することとしたと述べているが（ポイント820）、ソ連の解体及びCISの結成に応じ、1992年前半、ロシア及びCIS加盟国に対する技術援助計画としてTACISを発足させた（第26次一般報告〔1992年〕、ポイント773—7）。のち、モンゴルがTACISの対象国に加わった。欧州委員会は、これら諸国にも代表部または事務所を置くこととなった。

(7) 北朝鮮は、2001年5月14日、EUと外交関係を創設し、北朝鮮は2006年12月、臨時代理大使を欧州共同体に派遣した⁽²⁴⁾。

(8) 2003年版一般報告によると、同年3月11日、欧州委員会は陸または海によりEUと国境を接する非加盟諸国との関係について新しい枠組を提案し、6月16日、EU理事会はこれを歓迎した。これが「欧州近隣政策」(European Neighbourhood Policy)の起源である（ポイント1012）。

この政策の対象となるのは、(イ) CISの西側部分にあるウクライナ、モルドヴァ及びベラルーシ並びに(ロ) 南地中海諸国、すなわちアルジェリア、モロッコ、チュニジア、リビア、エジプト、ヨルダン、レバノン、シリア、イスラエル及びパレスチナ暫定自治政府（PA）で、筆者のいう二つの国家グループのメンバーと重複する国が多い。欧州共同体は近隣政策の対象となるほとんどの国と外交代表部を交換していたので共同体の「外交網」の伸張ぶりと直接の関係はないかも知れないが（ただし、各代表部の強化が図られたであろう。）、ここに書き添えておきたい。なお、2009年3月20日開催の欧州理事会（EU首脳会議）は、ウクライナ、モルドヴァ、ベラルーシ、グルジア、アルメニア及びアゼルバイジャン6カ国を対象に「東方パートナーシップ」を構築することで合意、5月にEU 27カ国及びこれら6カ国は首脳会議を開催した。

(24) 外務省調査月報] 2002年度/No.2及び本紀要第134号にそれぞれ掲載の拙稿を参照されたい。

おわりに

かくて、欧州共同体の「外交網」はほぼ全世界を覆うに至ったが、II 2. (2) で述べたように、これにとくに寄与したのはEU加盟国の旧属領で独立を達成した諸国及び社会主義国という二つの国家グループが共同体と外交関係を樹立したことであると筆者は考えるのである。

欧州共同体が第三国と使節権を行使することが国際慣行となっても、第三国の数が多くなり（それもさまざまな統治体制の国を含む）、かつこの慣行の実践が国際法上必要またはこれに適合するものと第三国が認識し、確信している（すなわち、「法的信念」により裏打ちされている）のでなければ、当該慣行は慣習国際法に転化しない。筆者は、欧州共同体が使節権を保持することを二つの国家グループ、とくに1988年、多くの社会主義諸国が認めたことは、この意味できわめて重要であったと考えている。

* * *

ここで、筆者の感想を書き加えたい。

国が国際社会を構成する他の諸国と外交関係を構築し、これらと使節権を行使するのは、基本的にはごく自然な国家行為であるといえる。国際関係が緊密化すればするほど、そのようにいえるであろう。しかし、国家間の外交関係が政治的または実理的な理由でその構築が早められ、また遅らされる事例は、われわれがしばしば見聞するところである。

欧州共同体による使節権にしても、さまざまな要因がその行使ぶりに影響を与えることがあり得る。政治的要因については本稿でも随所で触れたが、いずれ本紀要で改めて取上げる機会があろう。

筆者の感想というのは二つある。一つは、欧州共同体による使節権の行使が、非政治的または実理的な理由で早められ、また遅らされることがあったのではないかと、ということである。例えば、EEC及びアフリカ等にある開発途上国は、資金・技術協力の円滑な遂行のため、常駐代表の相互派遣が急がれたことであろう。また、既述したところから明らかなように、EECによるCCPの実施が第三国、とくに社会主義諸国に対し、欧州共同体との外交関係設定に踏み切らせる理由になったことも否定できないのではなかろうか。同じように、地中海政策・欧州近隣政策やTACISの実施

にあたって、関係諸国に欧州委員会の常駐代表がまだいない場合は早急に手当する、という効果を生んだことであろう。

もう一つの感想は、2009年10月10日、チューリッヒでアルメニア及びトルコが国交を樹立するための協定に署名した際、EUのソラナ共通外交・安全保障上級代表がフランスのクシュネル外相、ロシアのラヴロフ外相等と共に式典に参加したことに係わる(2009年10月11日付及び12日付朝日新聞、各4面等)。もちろん、トルコはEUの加盟候補国であり、また、南カフカスの安定はヨーロッパ、否、全世界にとり望ましい。署名式直前まで声明の内容等をめぐってアルメニア及びトルコ両国間で最終的な折り合いがつかなかったが、米国のクリントン国務長官も調整に奔走したという(2009年10月11日付*The New York Times*, p.6, p.14)。

ソラナ代表は、フランス外相等と対等な立場で出席したのであるか。いずれにしても、EUという国際機関が大国と並んで二つの国の国交樹立に一役買ったことになる。これはやはりEUの「超国家性」を如実に示した一件であったと思う。(以下次号)

[付記1] リスボン条約の効力発生

アイルランドは、2008年6月の国民投票でリスボン条約の批准にnegativeな態度をしめしたが、翌2009年6月19日、欧州理事会(EU首脳会議)は対応を協議し、アイルランドの中立政策、人工妊娠中絶の禁止といった同国の重要政策を保証する特例措置を講じ、再投票に備えた。

チェコ共和国の場合は、リスボン条約が効力を発生し、基本的人権条項が法的拘束力をもてば、旧チェコスロヴァキアが第2次大戦後に国外追放した約200万人のドイツ人から財産の補償を請求されるとして、上院議員グループが憲法裁判所に違憲審査を申立てていた。10月29日、欧州理事会は、チェコ共和国に関しても特例措置として条約の基本的人権条項から除外することを了承、11月3日、同共和国の憲法裁判所は実質審議に入ることなく違憲審査の申立てを退けた。なお、同条約は加盟国による最後の批准文書が寄託された月の翌月1日にその効力を発生することになっていた(リスボン条約のEU改正条約第54条(2)参照)。

リスボン条約はTreaty of Lisbon amending the Treaty on European Union

and the Treaty establishing the European Communityといひ、テキストは2007年12月17日付*Official Journal* C306。日本語訳は、小林勝『リスボン条約』（御茶の水書房）。

〔付記3〕 新しい在エジプト代表の信任

欧州委員会の新しい在エジプト代表としてMarco Franco大使が任命された。10月初頭に頂いた在エジプト代表部のKatherine Mixtureさんからの連絡によると、同大使はカイロ到着後の2009年9月15日、信任状の写を提出したが、大統領に信任状を提出するのはまだ先のことです、という。

外交関係に関するウィーン条約（1964年4月24日効力発生）は、それまで慣習国際法として確立していた諸規則をまとめ、成文化したものであるが、外交使節は赴任先の国からアグレマンを与えられたあと、（1）信任状を提出したとき（通常は接受国の元首に対して）、または（2）接受国の外務省に対し自己の到着を通告し、信任状の写を提出したとき、任務を開始したものと見做される（第13条第1項）。ウィーン条約は、この点については国際慣習を統一しなかった（統一できなかった）のである。エジプトの場合はFranco大使の信任日をいつとするのかわからないが、筆者は、欧州委員会の代表につき、着任後に信任状の写を提出するまでに国家間の信任手続が類推適用されているのか、と驚かざるを得なかった。

〔付記2〕 EUの職員録について

筆者が欧州共同体の能動的使節権を研究するにあたり、三つの共同体の委員会（ECSCについては最高機関）、欧州共同体委員会、さらにEUが編集した職員録（タイトルは*Directory, Who's Who*等）に可能な限り準拠したことは、本紀要第128号85－6頁、第133号55－61頁で明らかにした。最も新しい版はEUの*Official Directory of the European Union*の2006/07版（2006年7月の状況を示す。）で、冊子であったが、EUはそれ以降は職員録を、冊子のほか、電子版でも刊行するようになった。

われわれは、2008年版及び2009年版を、EUの公式ホーム・ページで閲覧できる（英語、フランス語及びドイツ語）。

2008年版：<http://bookshop.europa.eu/eubookshop/publicationDetails.action?pubid=556100&offset=1>

2009年版：<http://bookshop.europa.eu/eubookshop/publicationDetails.action?pubid=1007128&offset=0>

Summary

The Right of Legation of the European Communities

—*Parerga und Paralipomena*(3)—

KAWASAKI Seiro

Pursuant to his articles in No. 133 and No. 134 of this *Bulletin*, in which the author dealt with the right of legation of the European Communities, he did, in this issue, whatever was in his ability, to establish two chronological lists: one for the delegations of the European Commission in non-member countries, and the other, the missions of third countries to the European Communities. Both lists are up-to-dated till the end of 2008.

A year-by-year review of how the European Communities, ever since their birth in the 1950's, have practiced their right of legation to the present day should reveal, in the author's view, at least two underlying trends: (1) the developing countries in Sub-Saharan Africa, the Mediterranean basin, the Caribbean and the Pacific started, as early as in the 1960's, to send diplomatic missions to the European Communities and to receive delegations of a similar nature from the European Commission; (2) the countries in Central and Eastern Europe, including the U.S.S.R., began to exchange diplomatic missions with the Communities in the late 1980's.

The author believes that these trends have contributed greatly to the expansion of the Communities' diplomatic network throughout the world.